

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月
静岡県焼津市

目 次

| | | |
|----|--|----|
| 第1 | 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 | 1 |
| 1 | 農業の概要 | 1 |
| 2 | 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 | 3 |
| 3 | 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保やこれらの経営の育成の考え方 | 4 |
| 4 | 農業経営の育成と関連した地域の農業生産の組織化等 | 5 |
| 第2 | 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 | 6 |
| 第3 | 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 | 12 |
| 第4 | 農業を担う者の確保及び育成に関する事項 | 12 |
| 1 | 農業を担う者の確保及び育成に関する事項 | 12 |
| 2 | 市が主体的に行う取組 | 13 |
| 3 | 関係機関との連携・役割分担の考え方 | 13 |
| 4 | 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 | 14 |
| 第5 | 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 | 14 |
| 1 | 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 | 14 |
| 2 | その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 | 14 |
| 第6 | 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 | 15 |
| 1 | 地域計画推進事業に関する事項 | 16 |
| 2 | 利用権設定等促進事業に関する事項 | 16 |
| 3 | 農地中間管理事業の実施を促進する事業に関する事項 | 22 |
| 4 | 基盤整備を契機とした農用地の利用集積の推進 | 23 |
| 5 | 農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項 | 23 |
| 6 | 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業に関する事項 | 26 |
| 7 | 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業 | 26 |
| 8 | 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項 | 26 |
| 9 | その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 | 27 |
| 第7 | その他 | 28 |

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の概要

(1) 位置・地勢

焼津市（以下「本市」という。）は、静岡県のおぼ中央に広がる志太平洋野の南部に位置し、総面積は70.31km²である。

本市は、南北に細長い形状をしており、駿河湾に臨む15.5kmの海岸線を有し、区域の海岸線に沿って、ほとんどが平坦地となっていることから、可住地率が90%以上と高い地域である。

気候は、年間の平均気温が概ね17℃前後と温暖であり、冬場でもほとんど降雪がなく一年を通じて過ごしやすい地域である。

また、一級河川の大井川から取水する多数の河川が市内を流れ、農業用水をはじめ、工業用水、生活用水等の地域用水として利用されている。

主要交通機関は、JR東海道本線の「焼津」と「西焼津」の2つの駅と東名高速道路の焼津インターチェンジ、大井川焼津藤枝スマートインターチェンジを有し、幹線道路である国道150号が市域の南北を通過しているなど交通の利便性に優れ、さらに平成21年6月に開港した富士山静岡空港からは、市域のほとんどが20km圏内に位置するなど広域交通ネットワークが充実した地域を形成している。

また、本市は、京浜及び中京の各市場の中間に位置するとともに、地方市場の静岡、沼津、山梨市場からも近郊に位置するなど農業生産には好条件にある。

(2) 農業生産

本市では、地勢や気象、水利などの自然環境に恵まれるなかで、地域の特色を活かした多種多様な農産物の生産が行われている。南部地区を中心とする平坦部においては、水田を活用し、水稻を基幹作目に小麦等を組み合わせた土地利用型作物や、施設野菜、施設花卉、梨などを組み合わせた複合栽培が行われている。

また、水田裏作としてレタスの露地栽培が行われている。北部地区を中心とする山間部においては、傾斜地の特性を活かした茶やみかんの栽培が行われている。

さらに、本市では、生産地と消費地が近隣していることの強みを活かし、地産地消の観点から生産者の顔が見える農業を展開しており、市内にある直売所やファーマーズマーケットは地域住民に浸透し、新たな販路を生み出している。

(3) 農業構造

本市の農業構造については、昭和30年代から40年代後半にかけての高度経済成長を背景とする他産業への就業機会の増大により兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増大したが、農業の担い手不足や農業従事者の高齢化等の進行により、農業生産力の低下が見られるとともに産地の維持・形成が困難な状況となってきた。

また、農地の資産的保有傾向は依然として強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、農地中間管理事業により、兼業農家の高齢化や機械更新時、世代交代等を機に農地の流動化が進む傾向

となっている。

しかし、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

一方、都市化や混住化の進行により、集落機能が低下し、農地や農業関連施設等の資源の保全が困難となってきている。

特に、土地持ち非農家に承継された農地又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する農地の利用集積が遅れるばかりでなく、ごみの不法投棄の原因や枯れ草火災、病害虫の発生や、雑草の茂りによって大雨時の用排水路等の機能が低下する等、周辺の農地ばかりではなく農村社会における多面的機能の発揮に支障がある恐れがある。

このため、市内の農地を効率的に利用しつつ生産性の高い農業経営を営む農業者の育成・確保が急務な課題となっているとともに、地域住民などを含めた地域の協働による農地・水・環境保全向上活動の取組みへの理解を深めることが課題となっている。

(4) 農業の展開方向

本市の農業の現状や課題を踏まえ、特色ある農業経営の発展を図るため、以下のような経営発展を基本とする農業の展開方向を定めることとする。

- ① 稲作経営を中心とする土地利用型農業については、農地中間管理事業等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営における農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）・認定新規就農者（青年等就農計画が認定された者）等への農地の利用集積により、経営規模拡大を図り、高性能機械による作業効率の向上や省力化を推進し経営の安定化を図る。
- ② 施設園芸等を中心とする稲作との複合経営については、水田の規模拡大を推進する上で、担い手間における農地の利用調整と農機具等の共有化を積極的に進め、経営の合理化を図る。
- ③ 施設園芸については、高収益性の作目、作型を基本とし、静岡県（以下「県」という。）が推進する産地構造改革計画に即した地域としての産地の強化を図ることとする。
- ④ 生産地と消費地が近隣していることの強みを活かし、少量多品目生産による合理的な作型体系の確立を図り、経営の安定化を図る。
- ⑤ 山間部における樹園地については、急傾斜地で機械化が進まないことから、茶やみかんを中心に優良品種への改植や少量高品質で、需要者の要望に応じた流通により経営の安定化を図る。

なお、このような農業生産の基礎となる優良農地を確保することを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農業振興のための秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

本市は、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、認定農業者、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や雇用されて農業に従事する者など農業を担う者を適切に確保・育成する。また、生産性と持続性を兼ね備え、マーケットの変化、変容に対応しうる経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成を進め、経営熟度に応じた規模拡大や生産性の向上、経営の合理化等の支援により、持続可能な農業経営体への発展を促すとともに、意欲的に経営発展に取り組む経営体へは、マーケットインの考え方に基づく販路拡大や法人化等の支援を通じて、ビジネス経営体への発展を支援する。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現し、また、これらの経営体が市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すために、以下にその指標を掲げる。

年間総労働時間：1, 800～2, 000時間（主たる従事者1人当たり）

年間農業所得：おおむね650万円程度（1経営体当たり）

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営開始から5年後の目標を明らかにし、青年等就農計画の認定制度及び認定新規就農者（青年等就農計画が認定された者）への支援制度を促し、法第19条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下、「地域計画」という。）に農業を担う者として位置づけ、地域における新たな担い手となる青年等の確保・育成をすることとする。

年間総労働時間：1, 800～2, 000時間程度（主たる従事者1人当たり）

年間農業所得：1経営体当たり300万円程度（主たる従事者1人）

3 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保やこれらの経営の育成の考え方

(1) 基本的な育成方針

本市は、将来の市の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な活動を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の育成を支援するための諸施策

まず、本市は、担い手・生産対策、水田対策、土地利用対策等の農政の主要課題に一体的かつ強力な体制で取り組めるよう、農業者や農業者団体だけでなく地域住民を含めた幅広い関係者が参画した焼津市農業総合支援協議会（以下「農業総合支援協議会」という。）を設置し、市農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするために、徹底した話し合いを促進する。

さらに、農業総合支援協議会の下で、大井川農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、焼津市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、静岡県志太榛原農林事務所（以下「農林事務所」という。）等から編成される焼津市農業経営改善支援センター（以下「支援センター」という。）が主体となって、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者や、その組織及びこれら周辺農家に対し、経営診断、営農改善方策の提示等を行い、各々の農業経営改善計画の自主的な作成を原則とし、かつ、相互の連携と農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を図れるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、農業経営の発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる意向把握を行う。農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（以下「目標地図」という。）に担い手として位置づけ、地域計画を策定する。

また、これらの農地の流動化に関しては、集団化・連担化した条件で担い手に農地が利用集積されるよう努める。

特に、農地の利用集積を進めるに当たっては、地域計画の達成に資するために、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農地の利用の実態に配慮して円滑な農地の面的集積を推進する。

認定農業者及び認定新規就農者については、本制度を効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援によるこれら認定農業者・認定新規就農者への農地の利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者・認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

(3) 効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るための支援体制

本市は、支援センターにおいて、認定農業者・認定新規就農者又は今後認定を受けよ

うとする農業者、新たに農業経営を営もうとする青年等、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農林事務所の協力を受けつつ行う。

また、認定農業者又は生産組織等が法人化を志向する場合においては、その設立への手続き等について、関係機関・団体と連携を図り協力するものとする。

4 農業経営の育成と関連した地域の農業生産の組織化等

本市では、農業協同組合が事務局を持つ「焼津地域水稻受託作業協議会」及び「焼津市大井川地区水田営農組合」の水田農業を担う生産組織があり、この生産組織の育成と活動を支援することで、認定農業者・認定新規就農者等に対する農地の利用集積を加速させるものとする。

また、認定農業者・認定新規就農者等に対する農地の利用集積については、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合の傘下にある地域代表支部長会との連携を密にして、適正な農作業等の料金協定のもと、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努めるものとする。

さらに、本市では、重点作物の産地形成と市場等への農作物の安定供給を担う農業協同組合の各生産部会及び、直売所やファーマーズマーケット等の地場への安定供給を担う産直組織や朝市グループは、市内外での農業生産の担い手として重要な役割を果たしている。

このため、これらの農業生産組織が産地形成・維持の強化につながるための活動を支援していくこととする。

また、本市の農業の自立経営を志向する農家を中心に組織する、焼津市農業振興会については、今後とも農業者自らにおける相互研鑽に努め、本市の農業の発展に寄与するよう組織としての活動を支援していくものとする。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化、法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかけるなど、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で、補助労働力の提供等による役割分担を明確にしつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編について、理解と協力を求めていくこととする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の2の(1)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|---------|--|--|--|--------------------------------------|
| 水稲＋小麦 | <p><作付面積等> 水稲＝36ha 小麦＝1ha <経営面積> 37ha</p> | <p><資本装備> ・トラクター（55ps）・ロータリー（1.8m） ・高速側条施肥田植機（6条） ・グレンタンク自脱コンバイン（5条） ・循環型乾燥機（24石×4台） ・作業場、乾燥調整施設 ・ドリルシーダー（30ps） 他 <その他> ・転作は小麦・加工米対応 ・品種の組合せによる作期分散 ・基肥一発肥料の使用</p> | <p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立 ・GAPの実践※</p> | <p>・休日制の導入</p> |
| 施設野菜＋水稲 | <p><作付面積等> 水稲＝3.5ha トマト＝30a <経営面積> 3.8ha</p> | <p><資本装備> ・トラクター（24ps・26ps） ・高速側条施肥田植機（5条） ・グレンタンク自脱コンバイン（3条） ・循環型乾燥機（27石・22石） ・鉄骨ビニールハウス 4,000㎡ ・内部被覆装置、温風暖房機 ・作業舎、予冷库 ・養液栽培システム一式 他 <その他> ・交配用ハチを利用</p> | <p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立 ・GAPの実践</p> | <p>・休日制の導入 ・収穫調整を中心とした雇用者の確保</p> |

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|-------------|--|--|--|--|
| 施設野菜 ＋水稲 | <p><作付面積等></p> <p>水稲＝5.8ha トマト＝10a (抑制) セロリ＝25a メロン＝12a</p> <p><経営面積> 7.2ha</p> | <p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (24ps) ・高速側条施肥田植機 (5条) ・グレンタンク自脱コンバイン (3条) ・循環型乾燥機 (24石×2台) ・鉄骨ビニールハウス 4,230㎡ ・内部被覆装置、温風暖房機 ・作業舎、予冷庫 他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交配用ハチを利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報 の活用 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システ ムの確立 ・GAPの実践 | <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整を中 心とした雇用者 の確保 |
| イチゴ | <p><作付面積等></p> <p>イチゴ＝33a 本圃 33a 育苗 10a 計 43a</p> | <p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス本圃 3,300㎡ 育苗 1,000㎡ ・内部被覆装置、温風暖房機、収穫 台車、複合環境制御装置 ・高設栽培システム、炭酸ガス施用 機、日射比例給液装置 ・作業舎、予冷庫 他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・イチゴはポット育苗 ・大果性品種及び摘果による大果生産 ・収穫期間拡大 (6月まで) | <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合 せの確立 ・気象、病虫害情 報の活用 ・GAPの実践 | <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整を中 心とした雇用者 の確保 |

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|------|---|---|---|--|
| トマト | <p><作付面積等> トマト=42a うち育苗 10a</p> | <p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 4,200 m² ・内部被覆装置、温風暖房機 ・作業舎、予冷库 ・養液栽培システム一式 他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交配用ハチを利用 ・養液栽培による長段取り ・スーパーウィズによる接木作業の省力 ・抵抗性台木の利用による病害回避 | <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立 ・気象、病害虫情報の活用 ・GAP の実践 | <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整を中心とした雇用者の確保 |
| キク | <p><作付面積等> キク=75a (25a×平均作付数 3) <経営面積> 25 a</p> | <p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬質プラスチックハウス 2,244 m² ・複合環境制御装置 ・暖房機、無人防除施設 ・蒸気消毒機 ・定職機 ・選花機、冷蔵庫 他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗部門の分離(全量発根苗購入) ・周年出荷体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・市況情報の活用 ・流通管理システムの確立 ・気象、病害虫情報の活用 ・GAP の実践 | <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整を中心とした雇用者の確保 |

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|-----------|--|---|--|--------------------------------------|
| 花き＋ 水稲 | <作付面積等> 水稲＝13ha キク＝22a <経営面積> 13.2ha | <資本装備> ・トラクター（24ps） ・高速側条施肥田植機（6条） ・グレンタンク自脱コンバイン（4条） ・循環型乾燥機（24石×1台・20石×1台・22石×3台） ・硬質プラスチックハウス 3,000 m ² ・暖房機、無人防除施設 ・蒸気消毒機 ・選花機、冷蔵庫 他 | ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報 の活用 ・ブランド化推進 ・市況情報の活用 ・流通管理システム の確立 ・GAPの実践 | ・休日制の導入 ・収穫調整を中心 とした雇用者の 確保 |
| 果樹＋ 水稲 | <作付面積等> 水稲＝9.7ha 露地梨＝62a <経営面積> 10.3ha | <資本装備> 水稲 ・トラクター（24ps） ・高速側条施肥田植機（5条） ・グレンタンク自脱コンバイン（3条） ・循環型乾燥機（24石×2台） ・自走式動力噴霧器（SS500） ・管理機（5.5ps） 他 梨 ・軽トラック（運搬用） ・作業場（選果など） ・防鳥ネット・果樹棚 ・増肥散布機 他 <その他> ・品種の組合せによる収穫期の分散 ・直販 2/3 市場出荷 1/3 | ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報 の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システム の確立 ・GAPの実践 | ・休日制の導入 ・収穫調整を中心 とした雇用者の 確保 |

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|-------|---|---|---|---|
| 温室メロン | <p><作付面積等> メロン= 50a (11.55a × 4.3 作) <経営面積> 11.5a</p> | <p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクリル温室 1,155 m² (7 棟) ・温室環境制御システム一式 ・育苗温室 ・温湯ボイラー、冷房機 ・STS ベット、自動畝立て機 ・炭酸ガス発生装置 他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動畝立て (ウネ・ラック使用) ・交配用ハチを利用 ・夏期の冷房機使用 ・年 4.3 作体系 | <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷 ・気象、病害虫情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP の実践 | <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整を中心とした年間雇用の確保 |
| 採卵鶏 | <p><作付面積等> 鶏 = 平均飼養頭数 9,000 羽</p> | <p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶏舎 2,000 m² (開放・高床・3 段) ・堆肥舎 350 m² ・ケージ自動化システム ・ファーム・リ・パッカー用 ・ロッドコンベア ・鶏糞堆肥攪拌搬送装置 ・ショベルローダー、ダンプカー 他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・若めず導入 (17 週齢) ・収容密度 15.5 羽、鶏舎利用率 87.2% ・給餌、給水、集卵、出荷作業の自動化 | <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・飼料管理システムの確立 ・パソコンによる計数管理 ・GAP の実践 | <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・鶏卵処理に年間雇用 |
| その他 | 上記の営農類型に該当しない場合は、「県基本方針」の営農類型を参考にする。 | | | |

※「GAP の実践」認証取得の有無に限らずGAP (適正な農業の実践) に取り組むことを指す。(その他の営農類型も同様)

〔組織経営体〕

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|-----------------------------|--|--|--|---|
| <p>水稻＋ 小麦</p> | <p><作付面積等> 水稻＝30ha 小麦＝30ha <経営面積> 60ha 主たる構成員 ＝3人</p> | <p><資本装備> ・トラクター（55ps）2台 ・ロータリー（1.8m）×2 ・高速側条施肥田植機（8条・6条） ・グレンタンク自脱コンバイン（5条） ・汎用型コンバイン ・循環型乾燥機（24石×4・32石） ・乗用防除機 ・作業場、乾燥調整施設 ・ドリルシーダー 他 <その他> ・転作は小麦・加工米対応 ・高速側条施肥田植機に除草剤散布機装着 ・基肥一発肥料の使用</p> | <p>・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報 の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システム の確立 ・責任分担明確化 ・GAPの実践</p> | <p>・休日制の導入 ・給料制の導入 ・農繁期の臨時 雇用者の確保</p> |
| <p>養液 トマト</p> | <p><作付面積等> トマト＝60a 主たる構成員 の数により作 付面積変更あ り</p> | <p><資本装備> ・ビニールハウス 6,000 m² ・内部被覆装置、温風暖房機 ・作業舎、予冷库 ・養液栽培システム一式 ・炭酸ガス発生装置 他 <その他> ・交配用ハチを利用 ・養液栽培による長段取り</p> | <p>・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情 報の活用 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合 せの確立 ・ほ場管理システム の確立 ・GAPの実践</p> | <p>・休日制の導入 ・収穫調整を中 心とした雇用者 の確保</p> |
| <p>鉢物 （野菜） （花卉）</p> | <p><作付面積等> 鉢物＝60a 苗 主たる構成員 の数により作 付面積変更あ り</p> | <p><資本装備> ・硬質プラスチックハウス 6,000 m² ・発芽機、播種機 ・ポットイングマシン（鉢土入機） ・複合環境制御装置 ・作業舎、予冷库 ・無人防除機 他 <その他> ・鉢物は周年出荷体系（品目の組み 合わせ）</p> | <p>・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情 報の活用 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システム の確立 ・GAPの実践</p> | <p>・休日制の導入 ・収穫調整を中 心とした雇用者 の確保</p> |
| <p>その他</p> | <p>上記の営農類型に該当しない場合は、「県基本方針」の営農類型を参考にする。</p> | | | |

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の2の(2)に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|------------|---|--|--|--|
| レタス+ 枝豆 | <作付面積等> レタス=150a 枝豆=130a 二毛作 (経営面積) 150a | <資本装備> ・トラクター及びアタッチメント一式(24ps) ・トラック ・動力噴霧機 ・レタス梱包機 | ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立 ・GAPの実践 | ・農繁期の臨時雇 用者の確保 ・農繁期を除く休 日制の導入 |
| イチゴ | <作付面積等> イチゴ=22a | <資本装備> ・ビニールハウス 2,200 m ² ・高設栽培システム ・苗場ベンチ資材 ・炭酸ガス発生機 ・冷蔵庫 | ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立 ・GAPの実践 | ・休日制の導入 ・収穫調整を中心 とした雇用の確 保 |
| トマト | <作付面積等> トマト=30a | <資本装備> ・ビニールハウス 3,000 m ² ・養液栽培システム ・暖房機 ・炭酸ガス発生装置 | ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践 | ・休日制の導入 ・収穫調整を中心 とした雇用の確 保 |

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各

種支援制度を活用するとともに、県農業経営・就農支援センター、県青年農業者等育成拠点、県立農林環境専門職大学及び同短期大学、県農林事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用施設及び機械等の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

担い手不在地域へ新たな担い手を確保するため、静岡県農業法人誘致推進連絡会に参画し、農業法人等の誘致活動に積極的に取り組む。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農林事務所や農業協同組合、県農業経営・支援センターなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、新規就農者育成総合対策、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、県農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農地・農業用施設及び機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① やいづ農業支援センターは、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 農業協同組合は、新規就農者等の作物ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与など必要なサポートを行う。
- ③ 県青年農業者等育成拠点は、県の研修事業を実施するとともに、研修生への助言指導、青

年農業者組織の活動支援や交流促進の支援等を行う。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業総合支援協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び県農業経営・就農支援センター、県青年農業者等育成拠点へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町の区域内において後継者がいない場合は、県及び県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう県農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

| 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標 | 備考 |
|--------------------------------------|----|
| 60% | |

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の達成に資するために、農地中間管理事業の実施を推進し、効率的かつ安定的な農業経営における農用地の面的集積の割合を高める。

また、一年間のうちに一定期間利用されない農用地は、当該期間の賃借権等を担い手に設定することを推進し、農用地の利用の高度化を図る。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約を進めるため、担い手間の調整や区画整備等を行い、市町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び団体が一体となって農用地の利用調整に

取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、新規就農の促進や経営規模拡大を目指すビジネス経営体等の誘致活動の推進等を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、県が策定した「静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ④ 基盤整備を契機とした農用地の利用集積の推進
- ⑤ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑥ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑦ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑧ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑨ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

農地中間管理事業については、重点地域を設定し、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア 平坦部の南部地区においては、汎用田としてのほ場整備が進められているため、大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理事業を重点的に実施する。特に、担い手間において交換地と一体的な利用権設定を促進し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 山間部の北部地区及び平坦部の中部地区においては、水田の1区画は小さいことから、農地中間管理事業を促進し、遊休農地の解消に努める。

ウ 山間部における樹園地については、急傾斜地で小規模に分散し、機械化の条件に恵まれていないことから、既存の樹園地密度が高い箇所を中心に集団化を進める。

エ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、担い手の意向等を踏まえて、地域に適した効果的な事業となるよう検討する。

さらに、本市は、「焼津地域水稲受託作業協議会」及び「焼津市大井川地区水田営農組

合」に対して、農地中間管理事業が効果的な取組みとなるよう関係機関と連携を図り、指導、助言を行う。

以下、各個別事業に関する事項については次のとおりとする。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 農業者等による協議の場の設置の方法

農業者等による協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県農林事務所、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他地域計画推進事業に関する事項

地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条に基づき、農用地利用集積計画に関する経過措置の期間中は、以下のとおり農用地利用集積計画を定め、公告することができるものとする。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所

有適格法人にあつては (ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて) を備えること。

(ア) 耕作又は、養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合における開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものであること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が改正前の法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため、農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようにするものとし、いやしくも農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の処置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から改正前の農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとする。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合にはその要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②から④の規定による土地改良区、農用地利用改善団体、農業協

同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目を含む）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む）その支払い（持分の付与を含む）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、改正前の農地法第６条の２で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況につ

いて同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定(又は移転)をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定(又は移転)、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(改正前の農地法施行規則第60条の2)があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後に、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(改正前の法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
- ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。
- ② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
- ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき。
- ③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち、取消しに係る部分を本市の公報に記載することを、その他所定の手段により公告する。
- ④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益社団法人静岡県農業振興公社(以下「県農業振興公社」という。)に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農地中間管理事業の実施を促進する事業に関する事項

- (1) 本市は、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の達成に資するために、農地中間管理機構である静岡県農業振興公社との連携の下に、農地中間管理事業の実施を推進する。

(2) 本市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う農地の借り入れ・貸付け・農地集積や基盤整備等の条件整備、農地の管理等の業務を行う農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4 基盤整備を契機とした農用地の利用集積の推進

生産性の向上、ほ場の効率的活用を推進するため、基盤整備事業の積極的な導入により、ほ場の大型化を推進する。また、集団化した農用地の利用条件の改善を図るため、集落段階での土地利用調整を推進する。さらに、換地を契機とした利用権の設定、地域計画の策定や農地中間管理事業等を要件とした基盤整備事業、農作業受託の総合的推進等により、地域農業の担い手に対する農用地の利用集積を促進する。

5 農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の企業的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6号-1の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う企業的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けることが確実であると認められること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②に規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者とみなし、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、特定農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導・援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導・援助に努める。
- ② 本市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（県農業振興公社）、等の指導・助言を求めてきたときは、農業総合支援協議会との

連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

6 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

7 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて新たに農業経営を営もうとする青年等の確保や、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るために、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムの整備を検討する。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成してするために、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

青年農業者等育成拠点（公益社団法人静岡県農業振興公社）や農業協同組合等と連携しながら、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

イ 中長期的な取組

児童・生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなる

よう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の策定・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

イ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への指導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効率的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については県農業経営・就農支援センター、青年農業者等育成拠点、技術や経営ノウハウの習得については静岡県立農林環境専門職大学等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業協同組合や認定農業者等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

9 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他関連施策との連携

本市は、1から9までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、かんがい排水事業や湛水防除事業等の促進を通じて、農業生産基盤整備や農用地等の保全を行うとともに、農業近代化施設の導入により、効率的かつ安定的な農業経営を目指すものが経営発展を図っていく上での条件整備を図るよう努める。

イ 本市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、「焼津地域水稲受託作業協議会」及び「焼津市大井川地区水田営農組合」が中心となって集団的土地利用を範としつつ、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農林事務所、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的

な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、農業総合支援協議会のもとで相互に連携して農業経営基盤強化の円滑な実施に努めるものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。

この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。

この基本構想は、令和4年4月1日から施行する。

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙1（第6の2（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、改正前の法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・改正前の法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を木竹の生育に供された併せて耕作又は養畜の事業のため採草又は家畜の放牧の目的に供される土地として利用するため利用権設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

別紙2（第6の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ① 存続期間（又は残存期間） | ② 借賃の算定基準 | ③ 借賃の支払方法 | ④ 有益費の償還 |
|---|--|--|--|
| <p>1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p> | <p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときはその採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p> | <p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払い、貸借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、借借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p> | <p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受けるものが当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、町が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p> |

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ① 存続期間（又は残存期間） | ② 借賃の算定基準 | ③ 借賃の支払方法 | ④ 有益費の償還 |
|----------------|--|-----------|----------|
| Iの①に同じ。 | <p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p> | Iの③に同じ。 | Iの④に同じ。 |

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

| ① 存続期間（又は残存期間） | ② 借賃の算定基準 | ③ 借賃の支払方法 | ④ 有益費の償還 |
|----------------|---|---|----------|
| Iの①に同じ。 | <p>1. 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p> | Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「貸賃人」とあるのは「委託者（損益がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする | Iの④に同じ |

IV 所有権の移転を受ける場合

| ① 対価の算定基準 | ② 対価の支払方法 | ③ 所有権の移転の時期 |
|--|--|---|
| <p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p> | <p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする</p> | <p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなかったときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p> |